

神奈川県労働局発表
平成27年4月30日(木)

担 当	神奈川県労働局総務部企画室	
	企画室長	近藤 康則
	室長補佐	鹿島 俊樹
	電 話	045 (211) 7357

神奈川県労働局が神奈川県と協働して取り組む課題について方針を策定

—平成27年度神奈川県雇用施策等実施方針— (地域の利用者の立場で協働を深める)

神奈川県労働局と神奈川県は、地域の実情に即した施策を推進するため、「平成27年度神奈川県雇用施策等実施方針」(別添)を策定しました。

この方針を踏まえ、平成27年度においても、雇用・労働施策の全般について、神奈川県労働局と神奈川県が協働して取り組んでまいります。

神奈川県労働局が神奈川県と協働して取り組む事項(ポイント)

1 雇用を通じて誰もが参加できる社会の実現

- (1) 神奈川県労働局長を本部長とし、神奈川県、教育委員会、経済団体及びその他自治体等を構成員とする「神奈川県新卒者就職応援本部」を核とし、地域関係機関が一体となって神奈川県における新卒者の就職支援を実施します。
また、神奈川県知事と神奈川県労働局長が直接県内経済団体を訪問し、若年者の雇用機会の確保等について協力要請を行います。
- (2) 若者応援宣言事業を拡大し、ハローワークに若者を対象とした求人を提出した企業のうち、若者の採用・育成に積極的で詳細な企業情報・採用情報を公表する中小・中堅企業を積極的に支援するとともに、キャリアアップ助成金を活用し、非正規雇用労働者の無期雇用への転換、職業訓練、処遇改善等の正規雇用化を促進させます。
- (3) その他、違法派遣・偽装請負等の防止、女性の活躍促進、障害者の就労促進、福祉人材確保事業の推進、外国人労働者の雇用管理の改善及びがん患者等の長期療養者に対する就職支援事業等を実施します。

2 働き方改革の推進、労働災害の防止及び労働者の心身の健康の確保

- (1) 長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等を推進するため、平成27年1月に発足した「神奈川県働き方改革推進本部」の取組方針の下、神奈川県や政令指定都市(横浜市、川崎市、相模原市)等が連携して、管内の主要企業の経営トップ等に対する働きかけを強化し、各企業等における働き方改革を促進します。また、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の推進のための講演会の開催等を行います。
- (2) 若者の使い捨てが疑われる企業等に対する監督指導結果や「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」等を踏まえ、セミナーの開催や相談体制の整備等に取り組みます。
- (3) 労働災害を防止するため、公共工事発注機関と建設工事関係者で構成する「建設工事関係者連絡会議」を設置・開催し、建設現場の安全パトロール等についても連携して実施します。また、石綿による健康被害の防止、メンタルヘルス対策、健康づくり対策及び職場における受動喫煙防止対策等に関しても、連携を強化し効果的に行政を推進していきます。

(参考)

雇用対策法第31条（国と地方公共団体との連携）

国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

雇用対策法施行規則第13条

都道府県労働局は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他も雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下この条文において「雇用施策実施方針」という。）を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

同 施行規則第2項

厚生労働大臣は、毎年度、雇用施策実施方針の策定に関する指針を定めるものとする。

同 施行規則第3項

都道府県労働局長は、第1項の都道府県労働局及び公共職業安定所における雇用に関する施策の実施に関し、雇用施策実施方針に定める事項について都道府県知事から要請があったときは、その要請に応じるように努めるものとする。